

事業説明書

1 事業の概要

- (1) 事業名 提案型共同施業事業
- (2) 事業地 別表に示す公社造林地を含む区域
- (3) 事業目的

岐阜県森林公社では、県下28市町村に所在する1万4千ヘクタール余の分収造林地を、地域の特性を踏まえて維持管理しております。

分収造林地の多くは未だ保育を必要とするものの、昭和40年代の契約地では利用間伐が可能になっており、数年後には大半の契約地で本格的な利用間伐を開始できる状況にあります。

しかしながら、公社造林地の多くは奥地に位置していることもあり、効率的な利用間伐の実施のためには、周辺の森林との共同施業が不可欠となる地域が少なからず存在します。

このようなことから、利用間伐が可能な公社造林地を中核とする共同施業区域を設けて、施業の集約化を図りつつ効率的な森林施業を進めるための企画提案を広く募集します。

- (4) 共同施業に関する基本的事項

- ア 森林公社が指定する公社造林地を含む林班を中核とし、周辺の森林を含めた森林経営計画を共同で作成することとします。

- イ 新たな路網の整備は、効率的な利用間伐が可能となるように計画することとします。

- ウ 公社造林地及び周辺森林での施業の集約化を進め、施業の効率化を図ることとします。

- (5) 共同施業に関する森林経営計画の認定

施業に関する森林経営計画を共同で作成し、令和2年4月1日までに認定を受けることを目指します。

- (6) 森林経営計画に基づく事業の実施方針

次の事項及び別紙事業実施の役割表に留意して事業を実施することとします。

- ア 事業の実施に伴い法令等の規制がある場合は、関係機関等との調整を行うこと。

- イ 林業機械を使用する者は、使用機械に応じた免許を取得あるいは講習を受講した者であること。

- ウ 公社造林地での間伐事業以外の事業に関する補助金の申請事務は森林公社が行うこと。

- エ 間伐事業の補助申請は、森林経営計画の内容に応じて森林公社と協議すること。

- オ 公社造林地での利用間伐事業の施工管理は、森林公社が定める造林事業施工管理基準によること。

なお、利用間伐事業における搬出材の材積は、搬出明細書により森林公社職員の確認を受けること。

- カ 間伐材の販売については、岐阜県森林公社利用間伐材販売要領に準じて行うこと。

- キ 公社造林地での事業については、森林公社と契約を締結して実施すること。

- ク 経営計画地区内の基盤の整備に要する費用については、負担者及び負担割合を明確

にすること。

ケ 上記以外の事項については別途協議すること。

(7) その他

ア 建設業法 第3条及び建設業法施行令 第一条の二に定める請負代金を上回る作業道開設等を施工する場合は、建設業許可が必要であることを留意すること。

イ 地域座談会等の開催に際して、森林公社の考え方の説明が必要な場合は申し出てください。

2 事業説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

(1) 受付期間 令和元年 9月 9日(月) から令和元年 9月20日(金) 必着

(2) 提出場所 岐阜県森林公社 本社

(3) 提出方法 持参または郵送可

(4) 回答方法 個別事案により対応

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、経営計画の作成と計画施業が確実に実施できる法人等であり、以下の(1)から(8)までのすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む)に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 当該事業対象地の在する森林計画区を単位で作成された森林整備合理化計画で施業受託者に指定されているものであること。

4 参加申込書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和元年 9月30日(月) 15時 必着
- (2) 提出場所 岐阜県森林公社 本社
- (3) 提出方法 持参または郵送可

5 提案書の作成等

- (1) 提案書の作成様式
別添提案書記載例を標準とする。
- (2) 提案書記載上の留意事項
明確に記載すること。また、数値の単位は必ず記入すること。

6 提案書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和元年11月29日(金) 12時 必着
- (2) 提出場所 岐阜県森林公社 本社
- (3) 提出方法 持参または郵送可

7 提案書を採用するための評価基準

別紙のとおり

8 不採用理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用の理由を書面で通知します。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、書面で不採用理由の詳細について説明を求めることができます。
- (3) 上記(2)に対する回答は、書面を受理した日から10日以内(休日を含まない。)に書面で行います。

9 提案書作成の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とします。
- (3) 提案書に記載された作成責任者は、病休、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き変更できないものとします。
- (4) 提案書の提出を辞退した場合の罰則は想定しておりません。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒501-3756 美濃市生櫛1612番地2

岐阜県中濃総合庁舎5階

(公社) 岐阜県森林公社 森林整備課 森林整備係

TEL 0575-33-4011 (代) 内線418

FAX 0575-46-8409

事業実施の役割表

実 施 内 容	公 社	事業体等
分収造林契約者への間伐協議・承諾	○	○
分収造林契約者への土地使用協議・承諾	○	○
計画エリアの森林整備の提案		○
公社周辺の森林所有者との協議・承諾・調整		○
既設道路管理者との協議・承諾		○
基盤整備に要する費用の負担者及び負担割合の条件整備		○
森林経営計画書（案）の作成（企画提案書の作成資料）		○
共同森林経営計画書の作成、認定請求	○	○
森林経営計画の実行管理者		○
事業執行計画（分収林計画）	○	
事業実施調査（予備調査、現地調査、設計書作成）		○
法令等の規制の許認可等の受理及び関係機関等との調整	○	○
事業設計の確認	○	
事業設計の修正		○
事業の承認、発注	○	
公社造林施工管理基準に沿った森林整備事業の実行		○
事業実施の監督・検査	○	
補助金申請・補助金受理	○	
間伐材の販売先の決定（ただし、企画提案の販売先を参考にする）	○	
搬出材積の確認	○	
間伐材の積込・運搬		○
間伐材の販売代金預かり		○
間伐材の販売代金精算金の請求	○	

岐阜県森林公社共同施業プロポーザル評価基準

(1) 採点方法

下表の評価項目ごとに評価し、採点表に記入する。

評価項目	評価内容	評価点合計	点数		評価基準					
			評価点	換算値	5	4	3	2	1	0
基本事項	① 経営基盤は安定しているか。計画期間内に事業継続できる体制となっているか。	15	5	/	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
	② 技術面：森林整備作業に必要な資格取得者を有しているか。（例：玉掛け主任者、架線技術者、岐阜県作業道等開設研修修了者等）		5	/	20名以上	15名以上20名未満	10名以上15名未満	5名以上10名未満	1名以上5名未満	なし
	③ ソフト面：施業プランを作成できる人材を有しているか。（例：岐阜県地域森林監理士、岐阜県森林経営プランナー登録者、森林施業プランナー認定者等が所属し、施業プランの業務に携わっているか。）		3	/			県地域森林監理士あり	国又は県のプランナーが複数名いる	国又は県のプランナー1名のみ	なし
	④ 建設業法に基づく建設業登録がされているか。		2	/				ある		なし
2 実行能力	① 実行中の森林経営計画を有しているか。また、その森林経営計画の種類は。	20	5	/	共同計画を作成し実行中		属人又は単独計画で実行中		作成中	ない
	② 3ヶ年のうちで公社造林事業を実施したことがあるか。		5	/	5事業以上	4事業	3事業	2事業	1事業	ない
	③ 公社以外の森林施業を受託した実績があるか。		5	/	5事業以上	4事業	3事業	2事業	1事業	ない
	④ 提案する森林整備を実施するうえでの必要な機械を有しているか。		5	/	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
3 計画提案	① 事業の実施計画について、業務の内容や目的を理解し、地域の森林資源状況や、地域の課題等に対応した森林整備計画となっているか。	20	5	×2	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
	② 公社事業地と他の民有林を一体的な団地計画と捉え、地域の合意形成や承諾取得に取り組むとともに、事業の効率性を考慮した積極的な提案となっているか。（※1、2）		5	×2	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
4 技術提案	① 事業の実施について、効率的な作業システムの提案になっているか。	45	5	×2	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
	② 森林の公益的機能の保全を配慮した提案になっているか。		5	/	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
	③ 事業の実施にあたり山地災害防止に配慮した提案になっているか。（例：施業中、施工後の土砂流出を防ぐ措置の提案となっているか。）		5	×2	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
	④ 低コスト化となる提案となっているか。		5	×2	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
	⑤ 木材の売り上げを十分に確保する提案となっているか。		5	/	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
	⑥ 共通基盤整備に要する費用の提案はあるか。		5	/	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	記述なし
総合評価点数（満点100点）		100								

※1：例えば、地域の合意形成を図るとともに、公社造林地を含めて森林整備の承諾書を取得する他、森林調査や作業路開設に係る踏査、測量及び設計を行うことや、作業路開設では面的な広がりを持って一体的に施工し、負担金を求める方法で精算するなど、具体的な提案のことをいう。

※2：例えば、既設作業路の使用にあたり、必要に応じて土工による軽微な補修（崩土除去）や伐採（支障木）を自主的に行うなど、事業の早期着手に繋げる工夫がある場合。

(2) 失格判断の基準点について

委員会の各委員が評価した総合評価点数の平均が、原則50点未満の者を失格とする。

(3) 順位の決定方法

ア：総評価点が最高点の者を最優秀提案者とする。

イ：最高点が複数存在する場合は、審査会において審議のうえ決定する。